

第17回教育委員会会議

1 日時 令和元年8月27日 火曜日 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

多田 勝哉 教育次長

花田 公絵 旭区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

川阪 明 総務部長

水口 裕輝 指導部長

藤巻 幸嗣 教務部長

松田 淳至 教職員人事担当課長

松井 良浩 教職員サービス・監察担当課長

福山 英利 首席指導主事

森本 眞一 学校経営管理センター所長

高橋 直樹 学校経営管理センター教育ICT担当課長

川本 祥生 政策推進担当部長

松浦 令 教育政策課長

橋本 洋祐 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第62号	教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則案
議案第63号	大阪市立高等学校等の大阪府への移管について
議案第64号	職員の人事について
議案第65号	職員の人事について
議案第66号	職員の人事について
議案第67号	職員の人事について
報告第28号	職員の人事について
報告第29号	職員の人事について
報告第30号	次世代学校支援モデル構築事業の成果検証について
協議題第29号	大阪市教育振興基本計画の中間見直しについて(その2)

なお、議案第63号、報告第30号、協議題第29号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第64号から第67号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第62号「教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則案について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

規則の制定趣旨については、地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用の厳格化とともに、一般職の非常勤職員となる会計年度任用職員に関する規定が新たに設けられたことから、本市においても法の趣旨に沿い会計年度任用職員制度を導入し、その勤務時間等について定める必要があるため、新たに規則を制定するものである。

現在、本市で任用する特別職非常勤職員の位置づけが厳格化され、その多くが特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ移行することとなる。

なお、学校園に在籍する非常勤職員は、非常勤講師、部活動指導員、スクールソーシャルワーカーなど、そのほかにもさまざまな職種がある。

制定内容については、これまで地方公務員法の対象外とされていた特別職の非常勤職員等について、会計年度任用職員に移行し、地方公務員法が適用されることから、同じく地方公務員法が適用される正規職員に準じた形で、勤務時間、休日、休暇等について定めるものである。

これまでも労働基準法等に基づいて、年次休暇等の制度は一定あったが、今回の制度導入に伴い、正規職員に準じた形でそのほかの病気休暇、特別休暇等の勤務条件制度を整備することとなる。

施行期日については、令和2年4月1日としたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第28号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決を行ったので、同条第2項に基づき報告する。

太子橋小学校長の休職に伴い、その後任人事として指導部総括指導主事、栗山功を昇任で充てることとし、8月23日付で異動発令を行った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決

報告第29号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会教育長専決規則第2条第1項により、急施専決を行ったので、同条第2項に基づき報告する。

東淀中学校教頭の休職に伴い、その後任人事として南港北中学校首席尾曾由里子を昇任で充てることとし、8月23日付で異動発令を行った。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決

議案第63号「大阪市立高等学校等の大阪府への移管について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これまでの高等学校の府への移管に係る議論については、橋下市長御就任後の平成24年6月19日の大阪府市統合本部で、大阪市立の高等学校は大阪府と重複する事務として、広域自治体である大阪府に一元化するという方向で議論されてきた。

平成27年度に住民投票の後、府市統合本部は廃止されたが、それ以降、大阪市立高等学校の府立高等学校への一元化については前提としない形で、これまで普通科系高等学校の再編や、府市合同で再編整備計画を連携の上で実施してきた。

その後、昨年8月に大都市制度特別区設置協議会の後に、当時の松井知事から、高校は広域が担うべきで、早期に府市で議案として府議会、市議会に提案したいという発言があり、それを受けた形で前吉村市長からも大都市制度の議論とは別に府市で協議を早く進めて、高校については早期に移管をという指示があった。

本年5月の市会の定例会においても、松井市長の施政方針演説において、市立の高等学校は大阪府に移管すると改めて表明があったところである。

こうした流れを受け、本年7月に大阪府の教育庁と、本市の教育委員会事務局で構成する大阪市立高等学校の府立高等学校への一元化検討プロジェクトチームを設け、令和4年4月に市立の高等学校を一括移管すべく、協議を進めているところである。

今回議決いただきたい大阪市立の高等学校の大阪府移管に向けた基本的な考え方については、先ほど説明した府市によるプロジェクトチームにおいて、高等学校の移管に向けた基本的な考え方をまとめたものである。

まず、移管の対象と時期について、大阪市立の高等学校等については、令和2年夏ごろに取りまとめる大阪市立高校移管計画に基づき、令和4年4月に大阪府に移管するということとしている。等としているのは、中高一貫校をあらわしている。

この間も議論いただいた工芸高校に設置しているデザイン教育研究所については、専修学校であるので、今回の基本的な考え方においては移管の対象外として、引き続き本市で運営する。

次に、移管に関しての対応方針については、平成28年度に大阪府に移管した特別支援学校の考え方を基本に、本市高等学校の運営状況等を踏まえた内容としている。

まず、資産と負債については、土地、建物、備品等は大阪府に無償譲渡することとし、

建物を建てたときの起債についても、移管後は大阪府において記載償還費を負担することとし、資産と負債の一体化を図る形で移管していきたいと考えている。

工事が令和4年中までかかる扇町の新高校や、水都国際についてもまだ増築工事が続いているので、本市の工事終了後、速やかに無償譲渡したいと考えている。

移管後は、大阪府の条例に基づき運営されることになるが、教育内容については現状の移管を原則として、市独自の教育内容等については、今後、個別に府市で協議を行って決めたいと考えている。特別支援学校の場合も通学のタクシーなど市独自の部分もあったが、高校については、独自の部分が非常に多く、個別に対応していきたいと考えている。

組織、人員については、教員配置や給与については府の基準が適用されることになるが、教育内容や学校運営と密接に関係することから、個別の議論が必要な場合、その他移管に向けた調整の中で、府市で協議を行っていくということを確認している。

これ以外の事項についても、詳細については引き続き府市のカウンターパートでの協議を進めていくこともあわせて確認をしている。

今後の予定については、令和4年4月の一括移管に向けて、大阪府、大阪市において令和2年夏ごろに市立高等学校等移管計画を公表し、令和2年9月の大阪市会で大阪市立学校設置条例の改正案、大阪市においては高等学校の廃止条例案を、大阪府議会においては、府立学校条例の改正案、大阪府においては高等学校の設置条例案を、それぞれ同時に提案する予定としている。

本日議決をいただければ、この基本的な考え方について、9月に開会する市会、府議会双方に報告するとともに、その際の質疑を踏まえて、府と移管に向けた協議を進めていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 まず、資産の点で、土地、建物等は市から府に無償譲渡すると。あとのランニングコストや経費は大阪府が負担すると。土地に対しては無償で譲渡するから、今まで大阪市の土地であった高等学校の敷地は対価なしに渡すと、こういうことになりませんか。そこについて、借金で買った土地があれば、起債を持ってもらうけれども、そうでないとするとお渡しすると、こういうことの結論をするということですね。

【川本政策推進担当部長】 最終は市会の議決も必要となります。

【森末委員】 そこで問題になる可能性はあるのですか。特別支援学校の場合は議論が

あったと思いますが。

【川本政策推進担当部長】 ありました。

【森末委員】 ありましたね。ただ、今度は状況も違いますので。

【川本政策推進担当部長】 むしろ特別支援学校はさらに建てていくような話も出ていますので、ちょっと状況は違います。

【森末委員】 それから、退職手当の関係ですけれども、いまだ協議ということになっていますが、ただ教職員の退職手当は大阪市の在籍期間と大阪府の在籍期間を合算して計算するのが普通だと思います。

【川本政策推進担当部長】 特別支援学校のときは府費負担教職員でしたので、もともと教員は退職手当も含めて府が負担していたので、移管しても余り影響はなかったのですが、一部実習助手という市費の教員がいました。この教員分については、本市勤続期間分の退職手当を府に納付して通算してもらいました。

ただ、今回の場合は全員市費負担でありますので、全員渡さなければならないのか。ただ、高校であっても交付税の対象にはなっていますので、そういう意味では財源に係る調整は同じように要るのかなということはあると思いますので、800人ぐらいの人数になりますから非常に多い。

【森末委員】 結構なボリュームになりそうですね。全額交付税で補填されるとか、大阪市としてかなり出さないといけないとか、議論はあるのでしょうか。わかりました。

【川本政策推進担当部長】 小中学校の教員の給与負担等の権限移譲を府から市へ行いましたが、その際にはこういう議論はなかったので、そのあたりとの整合性も議論が必要だと思います。

【森末委員】 土地を渡すのだから、ここは負担してほしいとかいうことがあるのかもしれないですね。結構です。

それから、今後の予定で、令和2年9月市会で高等学校の廃止を提案すると。施行は令和4年の3月末施行という形に多分するのでしょうか。

【川本政策推進担当部長】 入試にも影響がありますので、やはり2年生の秋ぐらいにはきちんと発信しておく必要があります。

【森末委員】 そういう方針を1年半前には出しておくということですね。

給料表の改正案は高等学校等教育職給料表の名称の変更となっていますが、これは何故名称だけなのですか。

【松浦教育政策課長】 事務局勤務の指導主事については、この給料表を適用していることから、高等学校等になっているものです。よって、まだ決定ではないですが、指導主事に対して、この給料表を使うのであれば、指導主事給料表とすとか、場合によっては給料表そのものを削る可能性もゼロではないところでありますが、その辺りはまだ議論されていません。

【森末委員】 数としては多くは減るけれども、一部残るかもしれないからという技術的な話ですね。結構です。

【平井委員】 職位の整合は検討されるのでしょうか。他府県の事例でいくと、校長、副校長とあって、教頭籍がない。つまり、教頭籍を副校長と呼ぶ自治体があったり、あるいは3つ置いたりというケースがありますが...

【川本政策推進担当部長】 若干違います。准校長という扱いをしているところや、事務長ではなく、事務部長と言っていたりしますので、その辺りの職制は基本府に合わせていくような形を想定しています。

【平井委員】 給与にも関わってくるのではないかとと思われるので現職が理解しやすい説明が必要ではないでしょうか。

毎年、各校の校長は学校評価に対する次年度の目標を設定すると思うのですが、府の校務運営方針を周知してもらおう段取りが必要だと思います。

【川本政策推進担当部長】 特別支援学校の際も、市から見学に行くということをしていましたので、同じような対応をする必要があると思っております。

【平井委員】 府も含めてですけれども、高等学校のカリキュラムについてはかなり大幅な変容が出てきそうなので、府と協議しつつ、先行研究されたほうが良いと思います。

【巽委員】 1つ確認なのですけれども、令和2年だから来年の夏ごろに公布予定ということですね。令和4年の4月に移管するということなので、今現在の中学3年生が高校の3年生になったときに変わるのですね。今の中学3年生には周知できないという形、高校に入ってみて、高3のときにいきなり変わるという感じですか。中学2年生には、中3の夏ぐらいに市から府に移管しますよという周知がきちんとできるということですか。

【川本政策推進担当部長】 その通りです。

【巽委員】 保護者としては、教育内容が移管されてもきちっと保障されると思うのですが、若干不安は残るのかなと思いますので、丁寧な説明、保護者への対応が求められると思います。志願者の減につながらないようにしないといけないと思います。

【寺本高等学校教育担当課長】 今年の中学3年生に何らかの形で周知しないといけないと思っています。

【大西首席指導主事】 秋ぐらいにさまざまな機会がありますので、そういったところで何とか入学前にも周知しようと考えております。

【異委員】 そうですね。やはり在学中に変わるということはね。

【平井委員】 公立の中学校3年生の推移を見ると、2021年は府の中3生の数が3,000人減ほど減少すると聞いています。例年では大体1,000人単位で減ってきているので、21年度の減少幅はかなりのものです。もし府が中高一貫校の立ち上げをはじめ、再編等を考えているのならば情報共有しておく必要がありますね。

【川本政策推進担当部長】 中高一貫校はもう建てないとは聞いています。

【平井委員】 公立中学のうち約7割近くが公立高校に進学するにしても一部、定員割れの学校はより加速しそうですね。

【川本政策推進担当部長】 大阪府のほうは定員割れ状況を見込んでやっていくというスタンスで、大阪市にはない3年連続定員割れのルールもありますので、府市合わせて8校を令和5年までに募集停止の予定とは聞いています。

【平井委員】 大阪府は中等教育学校というのは考えているのですか。考えているのであれば、移管にも影響があると思います。

【川本政策推進担当部長】 府は中学校を持っていないので、その運営については慎重だと思います。以前、知事がおっしゃっていましたが、今のところ具体的な話は聞いていません。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決

報告第30号「次世代学校支援モデル構築事業の成果検証について」を上程。

森本学校経営管理センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

平成29年度から3カ年間の計画で本市が受託を受けている文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」と総務省「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」について、平成30年度までの2カ年間が終了したので、成果検証を報告する。

高橋学校経営管理センター教育ICT担当課長からの説明要旨は次のとおりである。

実証事業を開始する当時の背景や事業の目的について、文部科学省は、平成28年に2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会の最終まとめを公表し、その中で児童生徒が身につける資質や教員が取り組むことを示すとともに、エビデンス、データに基づいた学級、学校経営の必要性を示した。

文部科学省、総務省はそのような背景をもとに、この実証事業を公募した。事業目的として教員が作成する校務の情報と児童生徒の日々学習活動から蓄積される学習記録データ等々を有効につなげ、学びを可視化することを通じて、学校におけるデータ活用のあり方や学習記録のデータ化、その連携方法等に関する実証研究を行い、教員による学習指導や生活指導等の質の向上、学級、学校経営の改善等、学校教育の質の向上を図るということを目的に事業を実施された。

今回の実証事業のイメージについて、児童生徒の出席管理などで利用する校務系システムでは、個々の児童生徒の日常の様子や保健室利用などの校務系データが蓄積され、児童生徒が使う学習系システムでは、児童生徒がタブレット端末で解いたデジタルドリルの学習履歴など、学習系データが蓄積されている。

これら校務系データと学習系データを連携し、データを可視化することにより、学校の校長、教頭、教員がデータを活用し、児童生徒の学習の状況を学校全体として把握するなど、学校経営への活用や、個々の児童生徒の学習のつまずきの早期発見や生活指導の充実など、きめ細やかな指導に活用するものである。

大阪市の教育振興基本計画において、最重要目標として、子どもが安心して成長できる安全な社会の実現及び心豊かに力強く生き抜く未来を切り開くための学力、体力の向上を上げている。

この事業へ応募するに当たり、47回学校訪問し、111項目の課題整理を通じて、教育施策として推進することができるのではないかと。また、教育ICTの環境についても、平成25年度から校務支援システムを導入し、平成28年度から教育ICTの運用を開始していることから、これらの本市の教育施策、教育ICT環境を踏まえ、この実証研究に参加するところである。

本市として検証の中で構築した可視化については、気分が良いときは晴れマーク、悪いときは雨マークなど、本人が登録し毎日記録することで、その変化を学校で分析し、例えば保健室利用など他のデータと掛け合わせて分析することで、問題の早期発見、早期対応に生かすというものである。

また、児童生徒がデジタルドリルを解いた結果が表記し、学習状況に応じた指導に生かすというものや、校務系システムで蓄積された個々の児童生徒の学習の様子や生活指導上の様子などの日常所見や保健室の利用状況などを表記し、教員が児童生徒を立体的に情報共有するというものである。

また、画面からより詳細な画面への展開や、全体を把握できる画面に展開できるようにしており、本市ではこの画面をダッシュボードと呼んでいる。

このダッシュボードについては文部科学省からも高い評価を受けており、今年3月には先進的な事例として成果報告で御紹介いただいたところである。

機能についてご説明したが、それを利用してどのような成果が上がったのかについては、校務系データと学習系データを連携し、そのデータを分析、知見を掛け合わせ、仮説を立て、具体的な学習指導を実施し、またその結果をエビデンスデータで確認するというものである。

実証校5校（小学校5、中学校2校）の取組の事例については、ダッシュボードを活用した実証校での成果の事例を掲載している。

学習の指導にポイントを置いた検証校での活用例について、個々のデジタルドリルの活用状況やその結果を全てわかるように図形化し、その結果をもとに教育の質の向上として、「やるKey」というデジタルドリルの回答結果をもとに、個別指導、つまずきの早期発見などに利用している。例えばヒートマップの習熟度把握については色で示している。全体的に青になっており、間違いが多ければ赤、暖色系がついて、正解がふえれば青に変わっていくというように、個人の情報が分かるようになっているので、「この子はずっと赤だな」というようなことがすぐに図でわかるというものである。

また、いじめや虐待など、安心・安全にかかわる問題の早期発見の例については、データを蓄積することにより、例えば2日連続で欠席した場合や特定の日に心の天気は雨など、アラートを表示することにより、心配な児童生徒への声かけや、注意して様子を観察するなど、早期の対応を可能とするものである。

エピソードについては、文部科学省から「全国の一般教員の心を打ち、普及するモデルとして大阪市の成果を高めてほしい」と、非常に高い評価をいただいている。

この取組は、今年度で最後になるが、全国普及モデルへ向けエピソードを蓄積し、データ活用の検討を進め、報告をまとめていきたいと考えている。

今後の大阪市における、成果を活用する方針として、1つ目が子どもの学習履歴を可視

化、つまずきの早期発見、個に応じたきめ細やかな指導の充実、2つ目がいじめ、虐待事案等の未然防止、早期発見、安全・安心な学校づくりとしている。これらの目的を活用しつつ、子どもの様子、さまざまな情報を効率的に共有することにより、教員の負担軽減と教育の質の向上の実現をめざしたいと考えている。

これらの成果検証を踏まえ、本市として有効活用できるよう今後も検討してまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 これはE d T e c h、つまり個別最適学習としてのアダプティブラーニングですね。これを実践する場合、教員の指導法のパラダイムシフトが必要です。つまり、生徒に対して一斉授業で教えるという今までのスタイルから勉強の仕方を進捗管理するという形に大きくシフトしていくことになりますね。

今、文科省や経産省も非常に高く評価しているようですが、頭ではわかっている現場になじむまで時間がかかるように思われますのでモデル校になるところを探し、メリット・デメリットを検討された方がよいと思います。

【高橋学校経営管理センター教育ICT担当課長】 ありがとうございます。検証は今年度が最後で、来年度以降はどうなっていくか分からないのですが、いただいたご意見をもとに検討していきたいと思います。

【平井委員】 どのような取り組みにも無駄はないと思うので、例え、望むような結果が出なくても“頑張った”教員の努力が他の教員の明日の指導に還元されるような支援が考えられないでしょうか。

【森末委員】 今後は国としてはまだ決まっていないのでしょうかけれども、この結果が良ければ、これを全国的にやろうということを考えているのでしょうか。

【高橋学校経営管理センター教育ICT担当課長】 大阪市の成果報告について全国に普及できる普遍的なところについては、文科省は広めていかれると思うのですが、これを全国で展開するかどうかというのはまだわかりません。

【森末委員】 ただ、実施をするということは、もしこれが良ければ将来的にはという構想があるのかなと思うのですが、そういうものは示されていますか。

【森本学校経営管理センター所長】 一応方針としては今年の6月に先端技術を学ぶガイドラインのようなものを出していただきますので、それに従って各自治体が交付税措置も活用しながら頑張ってもらいたいということにはなっております。

【森末委員】 その段階でまだ次ははっきりしていないと。

【森本学校経営管理センター所長】 あと法律も今回6月に教育ICTを推進するような法律ができましたので、努力義務ですが、一定程度計画などを作っていく必要があると思っています。

【異委員】 とても良い取り組みだと思うのですが、来年度以降は予算もついていないということですね。今年度で終わりということなので。探せば助成金が多分あると思うので、ある程度実証ができたならそれをもとに公募されて、助成金を得られるような形に継続していったらどうかと思います。多分、関心はすごく高いし、今後求められてくることなので、可能性はあると思います。

今、大学でも去年ぐらいから、一人一人の成績であったり部活動であったり、就職活動の内容であったりということをこういった形で一人一人のデータが積み重なってきて、あとはそれをどれだけ活用できるかという教職員の研修が頻繁にあるのですけれども、大学の場合は職員が入力してくれるのですが、小学校や中学校の場合、もしかすると教員が1人入力して細かいところまでとなるので、これも結構な負担になるのかなと。負担軽減とはいえ、またちょっと新たにプラスになってくるのではないかなと感じました。

過渡期は大変かなと思うのですけれども、全部移行できたら、例えば次の担任の先生とか家庭との連携がすごくスムーズになってわかりやすいかなと思うので、是非、継続できるような形を一度探してみられたらどうかと思います。

協議題第29号「大阪市教育振興基本計画の中間見直しについて」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育振興基本計画の中間見直しについて、8月6日の教育委員会でのご意見にかかる修正について説明する。

英語教育の強化については、取組目標が英検3級程度以上となっていたが、国の振興基本計画との整合性について指摘をいただいたので、CEFR、A1レベル相当として、成果指標もCFERのA1レベル相当以上の英語力を有するという形に変更している。

ICTを活用した教育の推進については、タブレット端末を活用して協働学習や個別学習の充実を図ること、国の指標を満たすICT環境の整備を進めるということ、学校教育ICTビジョンを策定していくことなどを追記する説明をしたが、文部科学省が個別最適化された学びを進めていくということが重要と示していることから、本市においても持ち

帰りのタブレットの個別学習や、次世代学校支援モデルもありますので、その研究をさらに進めていくという趣旨で、タブレット端末の活用によるということを追記している。

次に、校長によるマネジメントの強化及び検証、改善サイクルの充実について、平井委員からのご指摘を踏まえ、学習指導要領のカリキュラムマネジメントの定義に基づき、人的または物的な資源を教育内容と効果に組み合わせというところを記載し、PDCAサイクルを充実させていくことでしっかり把握し、改善が進められるよう、カリキュラムマネジメントと関連づけながら、引き続きこの仕組みの定着と確立を図っていくという文言を追記した。文言の修正については以上である。

現行の教育振興基本計画が令和2年度までという計画期間となっていることから、来年度中に次期計画の策定に向けた総合教育会議など、議論が必要となる。

それに伴い、基礎データの収集、教育に関する市民、保護者のニーズの調査をするとともに、必要に応じて今回行う中間見直しにも反映させていくために、今年の10月に市民、保護者、教職員へのアンケート調査を実施したいと考えている。実施方法についてはオンラインアンケートを検討しており、市民、市内の学校園に通う園児、児童生徒、保護者並びに教職員を対象とし、保護者、教職員については学校園を通じて周知する。市民に対してはホームページで周知するとともに、住民基本台帳を活用して、無作為抽出し、郵送で個別に依頼するということも検討している。

アンケートの概要については、子供を巡る現状認識や、学校の状況や活動等について、という内容は、平成23年度の教育振興基本計画の策定時と同様の内容で、この間の状況変化を把握したいと思っている。これに基づき、これまでの教育施策や教育活動についての検証も来年度に行っていきたいと考えている。

次に、教育に望むことについても調査していきたいと考えている。選択肢については、前回のアンケートから重点的に取り組んでいる、また今後取り組む必要がある施策の追加などを更新している。

最後に、自由意見として幅広く聞いて把握していきたいと考えている。

アンケートは10月に行い、結果については11月中ぐらいに集計し、教育委員会会議に報告するとともに、現行計画の検証に向けた作業も今年度中に取り組んでいきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 若手教員の指導力というのがあり、校園長によるマネジメント強化がありますが、ミドルリーダーの育成はないのですか。

教諭と管理職は役割と仕事が違うので、本市の場合、若手が増えてきたという強みがあるものの、管理職になるよりずっと現場にかかわっていたという先生の方が多いように感じます。その意味で、次期管理職を育成していくシステムが必要ではないかと思います。

【川本政策推進担当部長】 おっしゃるとおりで、大量採用した教職員が今10年目ぐらいままで来ていまして、これから35歳から40歳ぐらいが増えてくるので、その育成が管理職養成には大事な要素になってきます。この計画自体には項目立てはしていなかったのですが、今回は入れたいと思います。

【平井委員】 多文化共生という用語はいつから使われたものなのですか。

【川本政策推進担当部長】 多文化理解か多文化共生かというのは、策定時も議論がありました。

【平井委員】 議論されているならよいのですが、本市の場合、アジアから多くの子供が小学校や中学校に通うようになってきており、グローバル・シチズンの言葉通り、国籍の壁はなくなっているようなところもあるので、一度検討してみたいかと思いますが。

【森末委員】 今回の中間見直しについてはいいのですが、指標で取り組む場合、アンケートの結果でどうであったかとか、理解が進んだとする学校の割合とか、そういう指標を置いていたりするのですが、客観的ではないなというところが前から気になっています。今すぐは無理なのですが、この次の計画の指標は、できれば客観的なものにしたいと思いますので、検討していただきたいと思います。

【巽委員】 アンケートについてですが、オンラインはホームページにあるのですか。

【福山首席指導主事】 大阪市のホームページに載せています。

【巽委員】 それは良いですが、後で集計するときにはしっかりクロス集計できるように、属性のところをきっちりと、年代別や、小、中、高のどの保護者であるかというところを区別しておいたほうが良いと思います。

【福山首席指導主事】 属性を聞く質問、前段に年代でありますとか、性別、居住区と、それからご自身の教育にかかわっている経験、ボランティアをやったことがありますとかいうこと聞いた上で、質問に移るようにはしているので、属性と結果が集計できるようにはしていく予定です。

【平井委員】 もう一点、環境を守る知識とありますが、これは環境教育のことですか？

【福山首席指導主事】 大阪市の環境局のほうでおおさか環境科という副読本のようなものをつくっておられたので、それを活用していくということで項目立てしています。

【平井委員】 新学習指導要領なども参考にしてほしいと思います。

議案第64号「職員の人事について」を上程。

※説明要旨及び質疑概要については職員基本条例第30条第5項の規定により非公表

議案第65号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大正区の小学校の給食調理員が住居手当を不正に受給していたことに係る懲戒処分に関する案件である。

処分内容については、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号による懲戒処分として、停職六月とする。

本件概要について、当該職員は平成16年4月1日に本市に採用されて以降、住居手当を上限の月3万500円を受給していたが、平成30年7月に勤務校での住居手当の事後確認の際、住居届に記載されている金額と振込額に差異があったため指摘したところ、家賃額が改定された賃貸借契約書を添えて家賃額改定の住居届が提出された。校長が賃貸借契約書を確認したところ、貸し主の名前が当該職員から内縁関係と聞いていた本市の職員であったため、校長は教育委員会事務局に報告を行い、事務局は平成31年2月8日及び同月19日に事情聴取を行った。

その際、当該職員は関係職員と生計が同一であるという事実上の夫婦関係を否定し、平成16年4月から賃貸借契約をし続けており、契約書は関係職員が作成したものであると述べていた。このため、教育委員会事務局は関係職員が住居手当の不正受給に加担したおそれがあるため、関係所属へ情報共有を行い、関係所属において関係職員の事情聴取を行ったところ、平成16年4月当初は賃貸借契約を行っていたが、その後、交際するようになり、少なくとも平成26年4月以降は当該職員と同居が始まり、生計を同一とし、当該職員に自身の預金通帳を管理してもらっているため、賃貸借契約を行う必要がなく、また当該職員が住居手当を受給していることも知らなかったと述べている。

このように当該職員と関係職員の供述が異なっていたため、教育委員会事務局と関係所属は令和元年7月9日に改めてそれぞれの職員に事情聴取を行ったが、当該職員の供述は

これまでどおりであった。このため、関係職員に対して供述の差異があることを伝え、当該職員と話してもらうよう関係所属に依頼をした結果、当該職員は関係職員の供述が事実であり、同居を始めた平成26年4月から31年3月までの間、住居手当183万円を不正に受給していたことを認めた。

処分量定について、当該職員が住居手当の受給条件を満たさない状態で不正に受給した行為は、大阪市職員基本条例第28条別表第54条の「故意に法令に違反して給与の支給に関し不正な手続を行うこと、または故意に届け出を怠り、もしくは虚偽の届け出をして給与を不正に受給すること」に該当する。

当該職員は、勤務校での住居手当の事後確認の際、自分の不正受給を正当化するため、貸し主である関係職員名義の賃貸借契約書を無断で作成し、また平成31年2月から令和元年7月にかけて行った事情聴取の際に虚偽の回答を繰り返し、懲戒処分の調査を混乱させ長引かせるなど、極めて悪質性が高く、不正に受給した期間が5年の長期にわたり、金額も183万円と多額であり、また、自ら事務局に対して不正を認めることはなく、関係職員から当該職員に事実内容の確認を行って初めて不正を認めたものである。

これらの状況から、過去の諸手当不正受給事案の量定との均衡などを総合に判断し、停職六月が相当であると考えている。

なお、不正受給した住居手当は返還の意思を示しており、現在戻入手続中である。

なお、当該職員は退職の意向を示しており、関係部署と調整の上、処分発令を行いたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第66号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、児童へのセクシュアル・ハラスメント行為による懲戒処分に関する案件である。

被処分者は、淀川区の小学校主務教諭である。

処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給一月とする。

本件概要について、当該教諭は平成30年4月以降令和元年6月7日に至るまで、自身が担任する学級で発生した児童間トラブルを指導した際、児童らに対し、「ハグしようか」、「チューしようか」との不適切な発言を概ね月に1回程度の頻度で行い、児童らに不快感

を与え、その結果、計3名の児童が欠席または別室登校することとなった。

本件事案後の関係児童らの状況について、本件事案における関係児童らのうち関係児童B、関係児童C及び関係児童Dの3名については、それぞれ当該教諭の発言を受けて欠席や別室登校など出欠状況に影響があった。なお、3名以外の児童らについては、同校での聞き取り調査において、当該教諭の言動に対して不快な思いをしたと述べているが、特段出欠状況に影響はなかった。

処分量定について、本件事案において当該教諭が行った行為は、条例第28条別表第36項、教職員が児童等、または保護者等に対して性的言動を行うことに該当し、懲戒処分の種類としては停職、減給又は戒告とされている。本件では、当該教諭がセクシュアル・ハラスメントに該当する言動を行い、複数の児童らに不快感を与えたことは明白であるものの、児童への身体接触はなく、発言の悪質性についても比較的軽微であることから、処分量定は戒告を基本に検討することとした。それをもとに、本件事案では当該教諭の発言が原因で3名の児童に欠席や別室登校といった影響があった点を加重要素とし、当該教諭への処分量定は減給1月が相当であると考ええる。

本日、御承認いただければ、明日8月28日に処分発令を行いたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 2学期の担任はどうするのですか。

【藤巻教務部長】 この事案があった後は、複数の教員でそのクラスを見ている形になっているのですが、実は当該教諭からは2学期が始まる前に、病気休暇の申し出が出ており、その対応もございますので、この件が起こった後、2学期からは担任を替えるという形で学校では処理をしております。結果としては、病気休暇になっておるという状況でございます。

【平井委員】 管理職は、当該教諭がこういう方だということは知っていたのですか。

【藤巻教務部長】 こういう発言をするようなことは当時まではなかったと。前年度につきましても、被害を受けた4年生でなく、昨年度、現在の5年生の子どもたちを担当していた際もこういう発言があったと聞いているのですが、その際はどちらかというとそのことで場が和んでおったというふうなことがございますので、当該教員もそうですし、学校としても、そういう発言自体にセクハラ的な要素があるという認識はしていなかったようです。

【平井委員】 この方は生活指導部なのですね。休まれているということですが、復帰はされるのですか。

【藤巻教務部長】 まだ病気休暇に入ったばかりですので、最大90日間の休暇、その後状況が改善されなければ病気休職になろうかと思っております。

【平井委員】 校長は教員のストレスチェックを見て、この方の心情を押さえた上で対応しなければならないと思います。こういった発言が出ているということ自体、もしかすると心的に何かの変化があったのかもしれないので、メンタルな部分とストレスチェックの結果も踏まえて、今後また考えられたほうが良いと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第67号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は体罰行為による懲戒処分に関する案件である。

被処分者は、都島区の中学校主務教諭である。

処分内容については、地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告とする。

本件概要について、当該教諭は令和元年6月7日、同校3年4組の関係生徒A、関係生徒B及び関係生徒Cの3名が、前日に他校の生徒に対し暴行事件を起こしたことを指導していた際、座っていた関係生徒Aの頭部を右手で1回叩き、関係生徒Bの衣服の肩付近を強く引っ張って、3名を起立させた後、関係生徒らに対しそれぞれ左頬を右手で1回叩く体罰を行った。

なお、当該教諭は過去に同校で行った生徒への体罰行為により、平成26年度に校長指導、平成29年度に口頭注意を受けている。

なお、本件体罰行為による関係生徒らへの傷害はなかった。

本件事案が発覚した経緯等について、本件事案発生当日に当該教諭が同校教諭に自ら報告を行ったことにより事案が発覚したところである。

処分量定については、体罰・暴力行為に対する処分等の基準に基づき、傷害がなく児童生徒の非違行為に対する行為が1回のみで、被害児童生徒が複数の場合に該当することから、行政措置として口頭注意に当たる。これをもとに当該教諭は、過去に生徒への体罰により平成26年度に校長指導、平成29年度に口頭注意を受けていることから、共通の加重基

準のa、過去に体罰、暴力行為等により校長指導や行政措置を受けている場合として、加重プラス2として、戒告が相当であるとする。

なお、校長については、当該教諭を含む部下職員に対し、体罰・暴力行為等の防止について適宜周知や指導を行うとともに、当該教諭については前回事案発生後に管理監督者として再発防止研修を実施していたにもかかわらず、わずか1年半のうち再び体罰事案を起こした。この点に関しては、結果的に当該教諭に対し体罰・暴力行為の防止について十分に理解を徹底できていなかったと考えられ、校長の職責に照らし職務遂行上、不十分な点があったと言わざるを得ないことから、当該校長に対しては事務局指導が相当であると考えている。

本日、御承認いただければ、明日8月28日に処分発令を行いたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
